

広島県告示第千二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が広島市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて、当該土地の区域をもつて同表下欄に掲げる町の区域を新たに設定する旨、広島市長から届出があつた。

平成二十年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

先 広島市佐伯区五日市港三丁目二の一の地	位 置	上 欄	下 欄
	面 積		
一三三・五五八・一八 平方メートル	広島市佐伯区五日市港二 丁目		